

# 重 要

平成 28 年 5 月 18 日

各 位

川崎医科大学・同附属病院倫理委員会  
委員長 杉原 尚

## 倫理審査申請書（症例報告用）の様式について

平素より倫理審査について、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日に施行されている「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」において、学会や学術誌での個別の症例報告（勉強会での情報共有、症例検討会など）は「研究」ではないため、この指針の対象外となっています。

しかしながら、最近、学会やジャーナルから倫理委員会の承認通知を求められる事が散見されています。

そこで、本学倫理委員会として、新たに倫理審査申請書（症例報告用）を作成しました。

症例報告を発表される際は、下記の申請方法となりますので、ご留意の上、申請作業をお願いいたします。

記

### 申請の方法

学会などに症例報告を行う場合は、

・ 倫理審査申請書（症例報告用） に 投稿原稿、学会抄録  
を添付して、**医大 研究支援係** に提出をお願いします。

### 注意事項（1）

倫理審査申請書（症例報告用）は、遡っての（過去の）通常の診療行為を越えた医療行為を審査、承認するものではありません。

### 注意事項（2）

【次の項目に該当する場合は、事前の倫理審査、医療倫理審査あるいは施設長の承認が必要です。】

- 研究的侵襲が発生している
- 通常の医療行為を越えた、研究目的での採血、検査、撮影、治療が行われている
- 診断目的でなく、研究目的でのヒトゲノム・遺伝子解析が含まれている

問い合わせ先 医大 研究支援係  
倫理担当者  
(内線 26038、26042)